

高速自動車国道法

1. 案内情報

手続名	: 高速自動車国道と高速自動車国道活用施設（相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設等で、当該施設がこれを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの）との連結許可
手続根拠	: 高速自動車国道法第11条の2第1項 高速自動車国道法施行規則第2条
手続対象者	: 高速自動車国道法第11条第2号に掲げる通路その他の施設の管理者
提出時期	: 随時
提出方法	連結許可の申請に際しては、高速自動車国道法第5条に基づき国土交通大臣が国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て定める整備計画に当該施設が事前に位置づけられていることが必要です。申請書様式、記載要領等必要な書類、手続き等については、下記相談窓口へお問い合わせ下さい。
手数料	
添付書類・部数	
申請書様式	
記載要領・記載例	

2. 窓口情報

提出先

北海道開発局建設部道路計画課	011-709-2311（代表）
東北地方整備局企画部広域計画課	022-225-2171（代表）
関東地方整備局企画部広域計画課	048-601-3151（代表）
北陸地方整備局企画部広域計画課	025-266-1171（代表）
中部地方整備局企画部広域計画課	052-953-8119（代表）
近畿地方整備局企画部広域計画課	06-942-1141（代表）
中国地方整備局企画部広域計画課	082-221-9231（代表）
四国地方整備局企画部広域計画課	087-851-8061（代表）
九州地方整備局企画部広域計画課	092-471-6331（代表）
沖縄総合事務局開発建設部道路建設課	098-866-0031（代表）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先と同じ。

3. 手続情報

審査基準：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

標準処理期間：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）

高速自動車国道法

1. 案内情報

手続名	:	連結許可を受けた高速自動車国道活用施設（相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設等で、高速自動車国道法第11条の2第2項第3号の規定に基づき許可されたもの）をこれを管理するもの以外のものの管理する他の通路その他の施設に連結する構造へ変更する場合の連結許可
手続根拠	:	高速自動車国道法第11条の2第4項 高速自動車国道法施行規則第2条
手続対象者	:	高速自動車国道法第11条の2第2項第3号の規定に基づき許可された連結施設管理者
提出時期	:	随時
提出方法	:	連結許可の申請に際しては、高速自動車国道法第5条に基づき国土交通大臣が国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て定める整備計画に当該施設が事前に位置づけられていることが必要です。申請書様式、記載要領等必要な書類、手続き等については、下記相談窓口へお問い合わせ下さい。
手数料	:	
添付書類・部数	:	
申請書様式	:	
記載要領・記載例	:	

2. 窓口情報

提出先

北海道開発局建設部道路計画課	011-709-2311	(代表)
東北地方整備局企画部広域計画課	022-225-2171	(代表)
関東地方整備局企画部広域計画課	048-601-3151	(代表)
北陸地方整備局企画部広域計画課	025-266-1171	(代表)
中部地方整備局企画部広域計画課	052-953-8119	(代表)
近畿地方整備局企画部広域計画課	06-942-1141	(代表)
中国地方整備局企画部広域計画課	082-221-9231	(代表)
四国地方整備局企画部広域計画課	087-851-8061	(代表)
九州地方整備局企画部広域計画課	092-471-6331	(代表)
沖縄総合事務局開発建設部道路建設課	098-866-0031	(代表)

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先と同じ。

3. 手続情報

審査基準：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

標準処理期間：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)

高速自動車国道法

1. 案内情報

手続名	: 連結許可を受けた高速自動車国道活用施設（相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設等で、高速自動車国道法第11条の2第2項第2号の規定に基づき許可されたもの）の構造の変更許可
手続根拠	: 高速自動車国道法第11条の2第5項 高速自動車国道法施行規則第6条
手続対象者	: 高速自動車国道法第11条の2第2項第2号の規定に基づき許可された連結施設管理者
提出時期	: 随時
提出方法	変更許可の申請に際しては、高速自動車国道法第5条に基づき国土交通大臣が国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て定める整備計画に当該施設が事前に位置づけられていることが必要です。申請書様式、記載要領等必要な書類、手続き等については、下記相談窓口へお問い合わせ下さい。
手数料	
添付書類・部数	
申請書様式	
記載要領・記載例	

2. 窓口情報

提出先

北海道開発局建設部道路計画課	011-709-2311（代表）
東北地方整備局企画部広域計画課	022-225-2171（代表）
関東地方整備局企画部広域計画課	048-601-3151（代表）
北陸地方整備局企画部広域計画課	025-266-1171（代表）
中部地方整備局企画部広域計画課	052-953-8119（代表）
近畿地方整備局企画部広域計画課	06-942-1141（代表）
中国地方整備局企画部広域計画課	082-221-9231（代表）
四国地方整備局企画部広域計画課	087-851-8061（代表）
九州地方整備局企画部広域計画課	092-471-6331（代表）
沖縄総合事務局開発建設部道路建設課	098-866-0031（代表）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先と同じ。

3. 手続情報

審査基準：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

標準処理期間：上記相談窓口にお問い合わせ下さい。

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）